

子ども・若者育成支援提案事業募集要領

I. 制度の趣旨

この制度は、市民が主体の子ども・若者の健全育成の取り組みを支援することで、本市における子ども・若者育成支援推進法に基づいた、子ども・若者の育成支援の推進を図ることを目的として実施されます。

II. 助成対象団体

1. 助成の対象となる団体は以下の全てに該当する団体とします。
 - (1) 子ども・若者の健全育成の取り組み等を継続的に実践している。
 - (2) 活動目的を明らかにし、規約・会則等を定めている。
 - (3) 5名以上で構成されている。
 - (4) 代表者が18歳以上である。
2. 上記1を満たす団体であっても、以下のいずれかに該当する団体は対象となりません。
 - (1) 団体の目的が政治的活動または宗教的活動である。
 - (2) 選挙活動に関連する団体。
 - (3) 構成員の半数以上が大学等に在学する学生グループ。
 - (4) 暴力団または暴力団関係団体。
 - (5) 団体（法人格を有しない団体である場合にあっては、その代表者）が市民税等の滞納がある。

III. 助成対象事業

1. 助成の対象となる事業は、下記のすべてに該当する取り組みです。
 - (1) 子ども・若者（※）とその家族を対象とすること。
 - (2) 団体自らが自主的・主体的に計画・実施すること。
 - (3) 市内全域から参加可能であること。
 - (4) 取り組みの内容が、「八尾市こども計画」における基本方向と関連し、かつ重点事項の推進に寄与すること。

※乳幼児期からポスト青年期までの39歳以下の者

基本方向	重点事項
1 こどもの視点で最善の利益を考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みや支援を行います	(1) こどもの視点で考える社会づくり (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり (3) 途切れることのないこどもへの支援 (4) こどもの貧困の解消に向けた対策 (5) 多文化共生の推進 (6) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (7) 児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラー等の支援 (8) こどもの心身の安全を守る取り組み
【具体的な取り組み例】 ・こどもが自ら企画して参加するイベントや親子参加型のイベント、野外活動体験等 ・保護者に向けた、児童虐待防止やいじめ防止に関する講演会、研修会 ・引きこもりや不登校、障がい等の事情を有するこどもをもつ保護者が集える相談や交流の場づくり	
2 ライフステージに応じたウェルビーイングを実現します	(1) 子どもが健やかに育ち、育ちあう環境づくり ～子どもの誕生前から幼児期～ (2) 子どもが成長できる社会づくり ～学童期・思春期～ (3) 若者が希望を持ち自立・チャレンジできる環境づくり ～青年期～
【具体的な取り組み例】 ・若者に対する妊娠、出産、育児に関する情報提供や講演会 ・悩みや困難を感じている子ども・若者の居場所づくり ・子ども・若者の職業観を養うためのキャリア教育や職場体験	
3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実 (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (4) ひとり親家庭等への支援
【具体的な取り組み例】 ・男性の家事・育児への積極的な参加を促進するための父親料理教室 ・子育ての喜びや家庭教育を支援するための情報提供や講演会	

2. 以下のいずれかに該当する事業は助成の対象となりません。助成金交付決定後に、対象とならないことが判明した場合は、決定を取り消します。

- (1) 国や地方公共団体等から補助金、助成金の交付を受ける取り組み（一部経費が国や地方公共団体からの補助が含まれるものも含む）
- (2) 特定の個人またはグループ、団体のみに参加対象が限定される取り組み
- (3) 八尾市外で実施する取り組み
- (4) 営利を目的とする取り組み
- (5) 宗教活動や政治活動または選挙活動を目的とする取り組み
- (6) DVD鑑賞や講師派遣等のみの団体の主体性が認められない取り組み

Ⅳ. 助成金の額

予算の範囲内において、1事業につき20万円を上限として審査のうえ決定します。

Ⅴ. 助成回数

同一の団体に対する助成は、原則として1事業に限るものとします。

また、助成の回数は同一事業につき原則1回とします。ただし、継続して実施することにより効果が期待できるものであると審査で判断される場合は、最大3回を限度として助成します。

Ⅵ. 助成対象経費

1. 助成の対象となる経費は、助成決定後から当該年度末までに実施される事業に直接必要な経費であって、以下に掲げるもののうち、上記期間中に支払いを完了した経費です。

(助成対象経費一覧)

対象となる経費	計上できる経費の例
報償費	外部講師・指導者に支払う謝礼（実施場所までの交通費や宿泊費等を含む） ※助成をうける団体の構成員の講師謝礼等は、助成対象となりません。 ※報償費への助成金充当は、交付決定額の50%未満とします
消耗品費	事業において必要と認められる物品の購入費 ※1点が1万円以下のものに限る。また、年間を通じ、継続した取り組みとならない場合については、耐久消耗品（例：記録用の保存媒体等、助成事業以外での活用も見込まれる物品）の購入を認めない場合があります。
印刷製本費	募集案内、広報ポスター、活動資料、活動報告書、プログラムなどのコピー費や冊子作成のための印刷製本費等
通信運搬費	募集案内、会議資料、活動資料、備品等を送付するための切手代や物品宅配便料等
保険料	事業保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険等
使用料及び賃借料	会議室、施設、機具等の使用料、バスの借り上げ料等

2. 以下の経費は助成の対象外となります。

- (1) 団体の運営に要する経費
- (2) 事業に直接必要とされない経費
- (3) 飲食費
- (4) 使途が特定できない経費
- (5) 助成金の申請・実績報告等にかかる経費
- (6) その他、助成金の趣旨にそぐわないと判断される経費

(助成対象外となる経費例)

経費	例
団体の運営に要する経費	・ 団体の構成員の賃金、役員報酬 ・ 事務所の維持管理費（光熱水費、家賃） ・ 団体内部の研修費
事業に直接必要とされない経費	・ 団体構成員や他のボランティアのみ参加する会議・交流会経費
飲食費	・ 弁当代、茶菓子代 ・ お茶代
使途が特定できない経費	・ 交付決定日以前に支出された経費 ・ 領収書等が不備の経費

3. 助成の決定を受けた事業に要した経費は、対象経費または対象外経費に関わらず、すべて領収書の提出が必要となります。

Ⅶ. 手続き

1. 申請書類の配付場所

八尾市こども若者部 こども若者政策課（八尾市役所本館7階）

※ 要領等については八尾市ホームページよりダウンロード可

2. 申請書類の配布、受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月30日（金）までの午前9時から午後5時とする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3. 提出書類

- (1) 子ども・若者育成支援提案事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書（様式第2号）および取り組みのPRシート
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体に関する調書（様式第4号）および市民税納付状況調査同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

4. 提出方法等

- (1) 提出場所 八尾市こども若者部こども若者政策課（八尾市役所本館7階）
- (2) 提出方法 窓口持参・郵送・メール・FAX

Ⅷ. 審査

子ども・若者育成支援提案事業推進会議にて審査し、助成対象事業を選定します。
選定にあつては、書類審査を行います。

(審査基準)

選定基準	評価項目の例示
必要性	・ 子ども・若者育成支援推進のために必要な取り組みか。 ・ なぜその問題等に取り組まなければならないかが明確か。 ・ 現状の課題を正確に把握し、課題解決に適切な取り組みであるか。
公益性	・ 取り組みの対象者を幅広く募集しているか。 ・ 実施する効果が広く市民の利益につながっているか。 ・ 特定の市民や事業者等の利益につながっていないか。
効果性	・ 取り組みが子ども・若者育成支援の推進に向けて効果が大きいのか。 ・ 効果を評価する指標と目標が適切か。
発展性	・ 取り組みを実施することで、今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。
独創性	・ 新たなアイデアを導入しているか。 ・ 実施手法が工夫されているか。 ・ 他の団体が実施した取り組みと類似している場合は、工夫点を明記しているか。
自発性	・ 自発的で熱意の見られる取り組みであるか。
実現可能性	・ 取り組みを実施する計画やスケジュールが適切か。 ・ 課題解決の具体的手法が目的実現に合致しているか。 ・ 取り組みの周知方法が適切か。
実施能力	・ 取り組みの実施体制が整備されているか。

Ⅸ. 交付決定

1. 7月上旬ごろに審査結果を通知します。

助成金の総額は予算の範囲内とし、助成対象となる取り組みの助成金の合計額が予算を超えるときは、一定の率を乗じて調整した額とします。

助成金の交付が決定した取り組みは、市のホームページ等で、実施時期や内容を公表します。

2. 交付決定後の注意点

- (1) 助成金の交付を受けた団体が、交付の対象である取り組みの中止もしくは変更（軽微なもののぞく）したときは、手続きが必要になりますのでご連絡ください。
- (2) 取り組みの参加者募集は、全市域の市民・児童を対象としてください。

Ⅹ. 実績報告

助成金の交付を受けた団体は、取り組み完了後、実績報告書を提出していただきます。報告書の内容を審査した上で、助成金額を確定し交付します。

XI. 消費税に係る報告

助成金の交付を受けた団体は、助成決定事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税について仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書を提出していただきます。報告書の内容により、助成金額の一部を市へ納付する必要があります。

XII. 助成の流れ



【申請書の提出先・お問い合わせ先】

八尾市 こども若者部 こども若者政策課（八尾市役所 本館7階）

〒581-0003 八尾市本町1丁目1番1号

TEL：072-924-3988 FAX：072-924-9548

Eメール：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp